

【町関係】の続き

| 項目 | 手続方法等 | 合併前問合せ窓口 |
|---|--|--|
| 福祉医療費受給者証（乳幼児等） | 住所変更の手続きは必要ありません。 | (修) 福祉健康課 電話 (72) 9877 (土) 健康福祉課 電話 (98) 3103 (天) 町民課 電話 (85) 2601 (中) 住民生活課 電話 (83) 5477 |
| 福祉医療費支給申請書(心身障害者・母子家庭等医療費等) | 住所変更の手続きは必要ありません。次回更新時に変更 | |
| 母子健康手帳 | | |
| 特別児童扶養手当証書 | | |
| 障害者福祉手当認定通知書（特別障害者手当、障害児童福祉手当、福祉手当） | | |
| 身体障害者手帳（赤い手帳） | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 療育手帳（緑の手帳） | | (修) 福祉健康課 電話 (72) 9877 (土) 健康福祉課 電話 (98) 3103 (天) 保健福祉課 電話 (85) 2600 (中) 保健福祉課 電話 (83) 5555 |
| 精神障害者保健福祉手帳（青い手帳） | | |
| 精神障害者通院医療費公費負担患者票 | | |
| 心身障害者扶養共済制度利用者の住所 | | |
| 支援費受給者証 | 住所変更の手続きは必要ありません。有効期限まで使用可能です。 | |
| 母子寡婦福祉資金貸付制度利用者の住所 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 保育園への住所変更手続（町立等） | 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、国立・私立（修善寺保育園を除く）の場合は、各園・各学校にお問合せください。 | |
| 介護保険被保険者証 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 介護保険標準負担額減額認定証 | | (修) (天) (中) 田方南部介護保険室 電話 (74) 0150 |
| 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） | 住所変更の手続きは必要ありません。更新申請の手続き後、6月1日以降新しい認定証を交付します。 | (土) 健康福祉課 電話 (98) 3103 |

※ (修) は修善寺町、(土) は土肥町、(天) は天城湯ヶ島町、(中) は中伊豆町。

その他関係

| 項目 | 手続方法等 | 問合せ窓口 |
|-------------------------|---|---|
| 電話番号に関する住所 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | NTT 西日本静岡支店 116 担当 [局番なしの] 116 |
| 電話帳に記載されている住所 | ※電話番号は変わりません。 | [携帯電話から] 0120 (232) 500 |
| 静岡県国民年金基金受給者、加入者の住所 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 静岡県国民年金基金 [直通] 054 (287) 5557 |
| 信用保証委託者、連帯保証人等の住所 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 静岡県信用保証協会沼津支店 [直通] 055 (926) 0100 |
| 電気使用者の住所 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 東京電力(株)沼津カスタマーセンター [フリーダイヤル] 0120 (995) 901 |
| 簡易保険証書（郵便局） | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 修善寺郵便局 [代表] 72 - 1420 |
| 郵便貯金通帳・証書、キャッシュカード（郵便局） | 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、法人等で名義に住所を使用し、名称変更する場合は、必要となります。 | |
| クレジットカード | 一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、各社とも対応が異なりますので、詳細については、各取り扱い窓口にお問合せください。 | お取引のクレジットカード会社 |
| 金融機関とのお取引 | 普通預金通帳・定期預金証書や国債、投資信託等の証券取引は、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引等は、お取引の内容によって手続きが必要となりますので、各金融機関の窓口にお問合せください。 | お取引の金融機関 |
| 保険会社とのお取引 | 保険証書（証券）等は、一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については、お取引の各保険会社の窓口にお問合せください。 | お取引の保険会社 |
| その他のお取引 | 必要な手続き等の詳細につきましては、お取引の各会社等の窓口にお問合せください。 | お取引の問合せ窓口 |

合併による住所変更手続き



平成16年4月1日から住所の表記が『伊豆市』に変わるにより、官公署等で住所変更の手続きが必要となってくる場合があります。今回は先月号に引き続き、町・その他関係の住所変更の手続きについてお知らせします。住所変更の手続きについては今月号で終了します。



町関係

| 項目 | 手続方法等 | 合併前問合せ窓口 |
|---|--|--|
| 入札参加資格審査申請書 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | (修) 総務課 電話 (72) 1111 (土) 総務課 電話 (98) 1111 (天) 総務課 電話 (85) 1111 (中) 総務課 電話 (83) 1112 |
| 原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書 | | |
| 法人町民税に係る法人等の異動（変更）届出書 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | (修) 税務課 電話 (72) 9851 (土) 税務課 電話 (98) 3101 (天) 税務課 電話 (85) 2603 (中) 税務課 電話 (83) 5481 |
| 町県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 | | |
| 町税・介護保険料・下水道使用料等の口座振替 | | |
| 幼稚園、小・中学校への住所変更手続（町立等） | 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、国立・私立の場合は、各園・各学校にお問合せください。 | (修) 学校教育課 電話 (72) 9866 (土) 教育委員会 電話 (98) 3109 (天) 教育委員会 電話 (85) 2609 (中) 教育委員会 電話 (83) 5206 |
| 住民票 | | |
| 戸籍 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 印鑑登録証 | | |
| 外国人登録証 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、ご来庁の際に本庁・支所で変更の記載をします。 | |
| 国民年金手帳・国民年金証書 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 国民健康保険被保険者証（退職被保険者証を含む） | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証を9月中に郵送します。 | (修) 住民課 電話 (72) 9855 (土) 健康福祉課 電話 (98) 3102 (天) 町民課 電話 (85) 2601 (中) 住民生活課 電話 (83) 5476 |
| 国民健康保険高齢受給者証 | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証を7月中に郵送します。 | |
| 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受療証を7月中に郵送します。 | |
| 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 老人保健医療受給者証 | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証を7月中に郵送します。 | |
| 老人保健特定疾病療養受療証 | | |
| 犬の飼い主の住所（飼い犬の鑑札） | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 浄化槽清掃業許可証・浄化槽清掃従業員証明書申請 | 住所変更の手続きは必要ありません。※清掃範囲（許可区域）を拡大する場合は、事業範囲変更許可申請が必要になります。 | (修) 福祉健康課 電話 (72) 9877 (土) 上下水道環境課 |
| 一般廃棄物処分業許可証・処理業許可申請 | | 電話 (98) 3104 |
| 騒音・振動の特定施設の届出 | | (天) 町民課 電話 (85) 2601 |
| 墓地等経営許可証 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | (中) 住民生活課 電話 (83) 5478 |
| 火葬場等の設置許可証 | | |
| 公害対象施設等届 | | |